

事 務 連 絡  
令和 4 年 4 月 28 日

都道府県水道行政担当部（局） 殿  
厚生労働大臣認可 水道事業者 殿  
厚生労働大臣認可 水道用水供給事業者 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

事故その他の原因による社会的な影響が大きい断減水等に関する報告について

水道行政の推進につきまして、日頃から格別の御協力をいただきお礼申し上げます。

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課では「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」（平成25年10月25日（令和2年2月27日最終改正）付け健水発1025第1号厚生労働省健康局水道課長通知）の記4「事故その他の原因による断減水が発生した場合の情報提供依頼」において、自然災害及び濁水によるものだけでなく、事故その他の原因による断減水が発生した場合には速やかに当課まで御報告をお願いしているところです。

近年、自然災害や事故その他の原因で大規模な断水が発生しております。特に、社会的な影響が大きいと思われる事象については、関係機関との速やかな報告・調整等を図るため、迅速な対応が必要となります。つきましては、下記について改めて注意喚起していただくようお願いいたします。

なお、本事務連絡によって報告様式等を改訂することはありません。

#### 記

- 1 大臣認可水道事業者及び大臣認可水道用水供給事業者におかれましては、断減水を伴う事故等に対し、社会的な影響が大きくなる見込みがあると判断される場合においては、情報が十分整理されない状況であっても迅速さを優先し、電話等で速やかに厚生労働省医薬・生活衛生局水道課あてに御報告願います。
- 2 都道府県におかれましては、貴管下の都道府県知事認可水道事業者及び水道用水供給事業者における事故等の発生状況を把握する体制整備を図るとともに、社会的な影響が大きくなる見込みがあると判断される場合においては、情報が十分整理されない状況であっても迅速さを優先し、電話等で速やかに厚生労働省医薬・生活衛生局水道課あてに御報告願います。
- 3 休日・深夜等においては当課の緊急時用携帯電話も併用願います。  
水道課緊急時用携帯電話：090-2460-6993

（連絡先）

厚生労働省医薬・生活衛生局 水道課  
担 当：井元、薬師寺  
電 話：03-3595-2368（水道課直通）